官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の内閣総理大臣が指定する地域の一部を改正する件（**内閣府**一二）　二
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件
（**こども家庭庁・文部科学**一）
○防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の一部を改正する件（**消防庁**六）
○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件
（**農林水産**三九一）

〔その他告示〕
○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第九条第一項第一号の規定に基づく指定宗教法人の指定の失効について
（**文部科学**五〇）　三
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
（**農林水産**三九二）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（**国土交通**三八三）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**三八四）
○直轄砂防工事を施行する件
（**同**三八五）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（**同**三八六、三八七）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**三八八）
○直轄砂防工事が終了した件
（**同**三八九）
○海上における射撃訓練を実施する件
（**防衛**六八～七四）　六
○道路に関する件
（**関東地方整備局**七七）
○都市計画に関する件
（**四国地方整備局**一三）
○道路に関する件
（**九州地方整備局**三四）
○都市計画に関する件
（**北海道開発局**一四、一五）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**茨城県公安委**一六）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**岐阜県公安委**三）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**愛知県公安委**四）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**三重県公安委**五）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**滋賀県公安委**三一）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**京都府公安委**三六）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**大阪府公安委**九九）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（**兵庫県公安委**五一）　八

〔国会事項〕
官庁事項　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一）　九
基本測量関係事項公告（国土交通省）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、財団関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他

法規的告示

○内閣府告示第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の内閣総理大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
都道府県名 / 市町村名	都道府県名 / 市町村名
［略］	［同上］
兵庫県 / 西宮市	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁
文部科学省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域（平成三十年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十八日

内閣府
こども家庭庁長官　渡辺由美子
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
都道府県名 / 市町村名	都道府県名 / 市町村名
［略］	［同上］
兵庫県 / 西宮市	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）別表第一の二の二の規定に基づき、防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和四十八年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　洗たくの方法	第三　洗たくの方法
洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところによらなければならない。	［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　水洗い洗たくは、次の㈠に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の㈡に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。	二　［同上］
［㈠　略］	［㈠　同上］
㈡　洗たく方法	㈡　洗たく方法
イ　温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇二―三（工業用水・工場排水試験方法―第三部：金属）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。	イ　温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇一（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。
［ロ～ヘ　略］	［ロ～ヘ　同上］
［三　略］	［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百九十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○文部科学省告示第五十号

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）第九条第一項第二号の規定に基づき、次に掲げる宗教法人についての指定宗教法人の指定は、令和八年三月四日をもってその効力を失ったので、同条第二項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、文化庁ウェブサイトに公示した。

令和八年三月十八日　　文部科学大臣　松本　洋平

宗教法人の名称　宗教法人世界平和統一家庭連合
主たる事務所の所在地　東京都渋谷区松濤一丁目一番二号

○農林水産省告示第三百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 北海道　4,447 （略）　（略） 鳥取県　196 （略）　（略） 三　（略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 北海道　4,547 （略）　（略） 鳥取県　96 （略）　（略） 三　（略） 第六～第八　（略）

○国土交通省告示第三百八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5861号	膨脹式救命浮器（内部収容型）（位置保持装置を有するもの）	ＦＲＮ－ＡＳ－50型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5862号	〃	ＦＲＮ－ＡＳ－84型	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寝釈迦川

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県北牟婁郡紀北町長島の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°11′39.5714″	136°20′07.1404″
2	34°11′39.7090″	136°20′07.1793″
3	34°11′39.9355″	136°20′07.5346″
4	34°11′40.4756″	136°20′07.4946″
5	34°11′41.1972″	136°20′09.5704″
6	34°11′41.3279″	136°20′10.3226″
7	34°11′40.3611″	136°20′10.0596″
8	34°11′40.1409″	136°20′09.1643″
9	34°11′39.6793″	136°20′08.6523″
10	34°11′39.3814″	136°20′08.2226″
11	34°11′38.4686″	136°20′07.9201″
12	34°11′37.6922″	136°20′08.2594″
13	34°11′37.1432″	136°20′07.7553″
14	34°11′37.0483″	136°20′07.2303″
15	34°11′36.6056″	136°20′07.0857″
16	34°11′37.6570″	136°20′05.3397″
17	34°11′37.9815″	136°20′05.3602″
18	34°11′38.7018″	136°20′06.1799″
19	34°11′38.7951″	136°20′06.4178″
20	34°11′39.1664″	136°20′06.6675″
21	34°11′39.1777″	136°20′06.6606″
22	34°11′39.2082″	136°20′06.7383″
23	34°11′39.2137″	136°20′06.7525″

○国土交通省告示第三百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　新川

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町

字飯塚

一一四番　一号及び二号
一〇三番一〇　三号から五号まで
一〇三番八　六号及び七号
一〇三番九　八号
地先水路敷
一〇三番九　九号及び十号
七七番三　十一号
七五番三　十二号から十八号まで

字金ヶ作前

七四番一〇　十九号及び二十号
七四番二　二十一号及び二十二号
地先水路敷
六六番一　二十三号から二十五号まで
地先水路敷
一三番七　二十六号から三十九号まで

字土ヶ森

一三番六　四十号及び四十一号
一〇番二　四十二号及び四十三号
一〇番一二　四十四号及び四十五号
一六番一〇　四十六号及び四十七号
一六番一一　四十八号及び四十九号
一六番一一　五十号から五十四号まで
地先道路敷
一〇番一〇　五十五号から五十七号まで
一〇番八　五十八号及び五十九号
地先道路敷

○国土交通省告示第三百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田母沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市久次良町

一九四番五　五号
一九四番六　六号
一九四番一四　七号から十号まで
一九四番一五　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市久次良町

一九四番一五　一号から四号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十一号から二十号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市日光

二一五〇番　十一号から十五号まで
二一五一番一　十六号から二十号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱二十一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と二十三号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市日光

二一四七番　二十一号
二一四五番一　二十二号及び二十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小沢入沢支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市小百

字日向倉

二四九四番　一号から四号まで
二四九五番　五号から十一号まで
二四九六番　十二号から二十号まで
二四九七番　二十一号及び二十二号
二五〇九番　二十三号から三十一号まで
二五一〇番　三十二号から四十四号まで

○国土交通省告示第三百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

般若沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県日光市細尾町及び字鈴ヶ岩国有林の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を昭和二十五年建設省告示第九百八十一号で指定した土地及び平成十年建設省告示第千七百三十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°44′54.3674″	139°31′04.2412″
2	36°44′54.0201″	139°31′03.4621″
3	36°44′53.5178″	139°31′03.4170″

4	36° 44′ 53.0237″	139° 31′ 03.5428″
5	36° 44′ 52.1949″	139° 31′ 03.4599″
6	36° 44′ 51.4972″	139° 31′ 03.6406″
7	36° 44′ 50.7390″	139° 31′ 03.3396″
8	36° 44′ 49.8497″	139° 31′ 02.9413″
9	36° 44′ 48.7080″	139° 31′ 02.8387″
10	36° 44′ 48.2835″	139° 31′ 03.6944″
11	36° 44′ 47.9139″	139° 31′ 04.4184″
12	36° 44′ 47.5122″	139° 31′ 04.4019″
13	36° 44′ 47.0227″	139° 31′ 04.2854″
14	36° 44′ 46.8765″	139° 31′ 03.9759″
15	36° 44′ 46.5578″	139° 31′ 03.5552″
16	36° 44′ 45.6641″	139° 31′ 02.3265″
17	36° 44′ 44.8558″	139° 31′ 01.9041″
18	36° 44′ 44.3045″	139° 31′ 01.3855″
19	36° 44′ 43.6800″	139° 31′ 01.1543″
20	36° 44′ 43.1000″	139° 31′ 01.3227″
21	36° 44′ 43.0110″	139° 31′ 02.1418″
22	36° 44′ 42.6738″	139° 31′ 02.5920″

○国土交通省告示第三百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

般若沢

二　砂防法第二条の土地の表示

平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第三百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　般若沢

平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域

○防衛省告示第六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十四日（予備、同月二十三日及び同月二十五日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦九隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十四日、同月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十五日及び同月二十八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日一一〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市箕田字九右エ門一七四〇番一まで	前	一九・七六～一八・三七一メートル	七一・六〇～二五五・七六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一九・七六～一八・三七一メートル	七一・六〇～二五五・七六キロメートル	
	A	〇・〇〇～二〇・二七二メートル	二〇・二七二キロメートル	
	B	〇・〇〇～一九・七六メートル	一八・三七一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○四国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千八号徳島東部都市計画公園事業六・六・五号南部健康運動公園
三　事業施行期間　自平成十二年十月十七日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	糸島市東字ス町三四九番一から同市東字若宮三〇二番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十八日

○北海道開発局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通
三　事業施行期間　自令和二年四月六日至令和十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　令和七年北海道開発局告示第三十六号の事業地のうち高丘町地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・三・三百三号登別温泉通

三　事業施行期間　自令和八年三月十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道登別市登別東町一丁目、登別東町二丁目地内

使用の部分　なし

○茨城県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

○三重県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第三十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

○京都府公安委員会告示第三十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前

指定の期限　令和八年三月二十日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第九十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年六月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年六月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第五十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年六月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年六月二十日まで

国会事項

参議院

質問主意書転送

三月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

ホルムズ海峡を巡る情勢と存立危機事態の関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第九号）

福島県におけるがんの多発状態に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇号）

点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する再質問主意書（石垣のりこ提出）（第一一号）

沖縄県名護市における米軍ＵＨ１ヘリコプターの不時着に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第一二号）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する（各通）
（東京大学名誉教授）　税所　敦子
　朗
　相良　泰行

正五位に叙する（各通）
　伊奈　藤夫
　井上　陽

従五位に叙する（各通）
　石井　卓爾　榊原　美文
　古木　博長
　内田　真　木内千代子
　玉村　正夫　田村　武夫
　工藤　魏
　濱田　忠信　本多　俊夫
　田村　芳則

正六位に叙する（各通）
　朝妻　八郎　香西　俊克
　坂倉　傳二
　白鳥　浩二　神野　隆
　寺西　清志
　西田　勇　野村　武美
　藤瀬　浩二
　三上　昭一　山下慶一郎
　渡邉　幸雄
　和田　哲夫

従六位に叙する（各通）
　石崎　彰　金子　徹
　齊藤　昇
　田中　和吉　豊田　忠長

正七位に叙する（各通）
　佐々木　修
　菅原　誠

従七位に叙する（各通）（以上二月九日）
（福井大学名誉教授）　松本　忠

正四位に叙する
　末永　三夫
　末本　幸夫

（鯖江市議会議員）　染谷　確

従五位に叙する（各通）
　吉川　勇

従六位に叙する（各通）
　石神　堯生　斉藤　恒一
　渡部　弘
　赤川　勤藏　今井　登
　硯谷　篤史　高橋　俊宗
　田子　貴之　林　一海

従六位に叙する（各通）
　井礒　榮
　小宮　政一
　荒金　司郎
　島村　哲義

従七位に叙する（各通）（以上二月十日）
　野田　洋一

正五位に叙する
　小川　正
　内藤　明久
　堤　浩康
　生田目善司

従五位に叙する（各通）
　上野　論　奥瀬　正弘
　島田　國孝

正六位に叙する（各通）
　相川　至宏　伊藤　重治
　酒井　湧平　佐坂　秀樹
　菅　今朝行
　高橋　勇夫
　徳永　寅夫　平間　忠一
　藤井　泰則

従六位に叙する（各通）
　澤井　邦彦
　南　文夫

正七位に叙する（各通）
　田口　侃
　向田　泰三

従七位に叙する（各通）（以上二月十一日）
　藤崎　靜夫
　山本　寿雄

従六位に叙する（各通）
　興村　晴好

正七位に叙する（以上二月十二日）
　天根　谷雄　栗原　徳治
　平井　保文

従六位に叙する（各通）（二月十三日）
　西川順之輔

正六位に叙する（二月十四日）
　（鯖江市議会議員）
　末本　幸夫

○叙勲

旭日小綬章を授ける
　阿部　長俊
　景山　孝志

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十日）
　中道　重幸

旭日単光章を授ける（二月十一日）
　西川順之輔

旭日小綬章を授ける（二月十四日）
　伊奈　藤夫
　井上　陽
　相良　泰行

（東京大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　工藤　魏　香西　俊克
　坂倉　傳二　寺西　清志
　三上　昭一　渡邉　幸雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
　齊藤　昇
　野村　武美
　神野　隆　藤瀬　浩二
　山崎　昭明

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月九日）
　斉藤　恒一
　緒方　清治
　竹森　幸雄　高橋　俊宗
　古畑　和男

瑞宝小綬章を授ける
　赤川　勤藏　井礒　榮
　小川　忠雄　染谷　確
　竹森　幸雄　田子　貴之

瑞宝双光章を授ける（各通）
　荒金　司郎
　小川　忠雄　緒方　清治
　竹内　秀雄　高橋　俊宗

瑞宝単光章を授ける（以上二月十日）
　堤　浩康

瑞宝小綬章を授ける
　相川　至宏　野田　洋一
　藤井　泰則　平間　忠一

瑞宝双光章を授ける（各通）
　田口　侃

瑞宝単光章を授ける（以上二月十一日）
　天根　谷雄

瑞宝双光章を授ける（二月十三日）

○叙勲

　青砥　忠孝
　菅原　稔
　奥住日出男
　松井　善徳

旭日双光章を授ける（各通）
　石丸　美嗣
　伊藤　文雄
　衛藤　一也
　柿沼　登
　小谷　悟
　坂野　悦郎
　佐藤二三雄
　清水　宏一
　田口　晃
　中井　清司
　成松　惠
　畑中　武司
　原　東彦
　森永　繁幸
　吉村徳一郎

旭日単光章を授ける（各通）
　磯　通郎
　伊藤　嘉男
　大出　隆之
　梶原　正洋
　小林　祥子
　相良　正徳
　鹿野　好治
　杉浦　務
　竹山　茂
　仲座　亀吉
　西田　立
　早坂　幸雄
　坂東　庄司
　安川　俊彦
　渡邉　芳孝

瑞宝小綬章を授ける（各通）
　飯田　助知
　石王　健二
　佐藤　寛
　永井　正宇
　原　隆司
　水野　博隆

瑞宝双光章を授ける（各通）
　伊藤　昇
　井上　仲千
　大久保久通
　金井田弘満
　近藤　守
　佐藤　賢一
　重田　寅男
　高橋　秀男
　土屋　博
　仲村　正博
　橋本　愛子
　林　成徳
　平井　徳廣
　柳澤　澄
　石井　和言
　川尻　秣義
　田畑　武正
　西村　祐一
　細田　善雄
　吉牟田　正

瑞宝小綬章を授ける（各通）
　悦夫
　岩田　忠男
　鈴木　卓
　西原　幹敏
　平野　耕一
　宮本　公朗
　飯塚

阿久津憲嗣　浅井　重昭
安部　哲男　阿部　松夫
有田　雅文　伊井　雅彦
五十嵐晋司　池田　武郎
池端　外博　伊澤　忠
石垣　功　石黒　英勝
石原　昌郎　石丸　憲司
板垣　高年　伊藤　紀子
稲葉　誠治　井上　武則
岩埜　清史　上野山捷身
瓜生　茂美　海野　寛
江口　七雄　江藤　直晴
大久保泰幸　大澤　寅三
太田　武久　大竹　秀朗
大槻　忠司　大野　肅英
岡　弘久　岡部　昭善
奥田　稔　奥山喜三郎
越智　幸典　小野　杜彦
加賀美　孝　加地　孝光
片岡　浩喜　可知　政敏
加藤　治朗　金子　勝良
鎌田　英樹　神谷　孝司
加茂榮一郎　嘉陽　正倫
川上　哲生　川崎　裕弘
河野　達之　河野　悦明
菊地　嘉男　岸田　暉明
北野　憲一　木下　召乙
木村　一弘　國見　義信
小菅　義朗　小林　重教
小牧　春實　古屋敷通夫
坂本千代子　坂本　弘明
佐藤　光　佐藤　勝市
佐藤　剛　佐藤　光政
佐野　宏　澤田　晃
澤田　宏　塩川　明
篠原　輝雄　城内　道義
杉田　正見　鈴木　健就
關　武憲　関　正憲
高木　義博　高野　俊道
田口　次男　武田　秀雄
田代　宏　橘　伸子
田中　賛　田中　豊子
田中　庸介　谷原　和夫
田村　一　丹後　道彦
千葉　寛　土屋　雅
鶴見　次朗　手嶌　正
冨永　琢見　中潟　昭雄
中島壽實子　中野　好彦
中村　公義　中村　毅

浅原　節男　浅井　義崇
荒井　忠夫　阿部　松夫
伊賀　勇　伊井　雅彦
池田　正　池田　武郎
石井　義崇　伊澤　忠
石田　壽人　石黒　英勝
石本　孝雄　石丸　憲司
稲田　實　伊藤　紀子
今井修一郎　井上　武則
鵜澤　正夫　上野山捷身
江川　忠正　海野　寛
榎本　金次　江藤　直晴
大島　義紀　大澤　寅三
大塚　昌宏　大竹　秀朗
大村　靖夫　大野　肅英
奥澤　潔　岡部　昭善
小澤一二三　奥山喜三郎
小野寺勝也　小野　杜彦
梶原　敏睦　加地　孝光
加藤　正信　可知　政敏
金子美江子　金子　勝良
亀山　巖　神谷　孝司
河岡　奨　嘉陽　正倫
川瀬　惇　川崎　裕弘
河原　卓　河野　悦明
木島　良雄　岸田　暉明
君島　廣子　木下　召乙
倉谷八千子　國見　義信
小林　康男　小林　重教
齋藤　忠夫　古屋敷通夫
作花　典男　坂本　弘明
佐藤　忠弘　佐藤　勝市
眞田　勝　佐藤　光政
澤田　順司　澤田　晃
篠崎　忠男　塩川　明
菅野　均　城内　道義
鈴木　俊雄　鈴木　健就
曽山　玲子　関　正憲
高橋　誠悦　高野　俊道
武田　正徳　武田　秀雄
田所　清司　橘　伸子
田中　望　田中　豊子
田部井健二　谷原　和夫
千原　泰博　丹後　道彦
鶴田　一　土屋　雅
出口　敬英　手嶌　正
中島　宗次　中潟　昭雄
中村　勳　中野　好彦
中村　徳治　中村　毅

中村　芳生　長尾　選
長畑　孝　名古　武男
西岡　欽也　西田　馨
二宮　清仁　沼田　敏夫
野依　六郎　橋本　彰彦
波部　慶信　濱上　浩敏
濱砂　和雄　濱本百合子
林　増子　林　益延
樋田　和彦　日野原育生
福島　正純　福島　慶樹
福原　建三　福本　絢枝
藤澤　進　藤野　卓郎
藤村　征支　平間　重光
堀内　修治　堀之内　亨
本田　亢久　本間　徳昭
前島　英雄　前田　彪
間島　和之　増田　晉作
松裏　樹明　松岡千恵子
間山　伸一　丸山　郁男
水谷　一郎　水野　彰雄
三富健四郎　南　賢次
宮坂　公子　宮田　忠義
宮原　紀招　宮本　昭司
武藤　三郎　村松　順子
本山　雅朗　森田　春夫
森山　博史　安村　駿
山内　孟司　山内　利夫
山崎　力　山崎　嘉久
山田　稔　山根　久雄
山本　律　横川　民藏
吉田　一弘　吉田　孝
渡邉　健夫　吉野　義之

永田　正夫
二階堂軍治
西田　修司
野崎　哲郎
花田洋三郎
濱口　辰躬
林　忠義
原　定雄
平田　紀子
福原　石根
藤井　道雄
藤原　和夫
別府　淑夫
本河　尚記
眞岩　淑子
牧野　弘幸
松浦　欣也
松田　忠三
水出　仁
三橋　勇司
宮城　章
宮永岡太郎
武藤　勝美
本川　敏之
森本　俊明
矢田　紀子
山口　功夫
山下　進弘
山村　惠子
吉倉　輝久
吉田　利寛
蓬田　久雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　孟滋　岡田　義明
草野　愛藏　小林　貞夫
徳田　政己　前河内宰治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月１日）
稲葉悠紀雄　春日登美子
倉本　信利　駒木根　勇
林　徳子　安野　建治
岩井冨士夫　金谷　信夫
桑原　廣　菅谷　昭康
平田　増美

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アイルランドの国祭日につき、三月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年二月二十六日に、多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年三月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃（令和５年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月18日

福島労働局長　岡田　直樹

１　適用する家内労働者　福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

業務	内容	金額
コネクター差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。	１端子につき　44銭

４　効力発生の日　令和８年５月１日

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月18日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	地図情報レベル	実施時期	区域	摘要
点群データ	500	令和７年度	北海道の一部地域	令和８年３月版

備考　刊行日　令和８年３月19日

新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院ホームページ（https://www.gsi.go.jp/gazochosa/tengun.html）において供する。

公　告

諸　事　項

工場財団

福岡県糟屋郡篠栗町彩り台１番１号**株式会社やまやコミュニケーションズ**の工場財団に糟屋郡篠栗町彩り台346番46、138番９やまやコミュニケーションズ本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年３月18日　　福岡法務局粕屋出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般
調査期日

破産債権の届出期間及び一般
調査期間

破産債権の特別調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

千葉県四街道市千代田４丁目５番３号
清算株式会社　株式会社ＰｒｏＥＤＧＥ
代表清算人　山澤　優一

１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２１０１号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社Ｕ

１　決定年月日　令和８年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号

静岡市葵区牧ヶ谷2114番地
清算株式会社　株式会社インテルナ南條

１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号

京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝38番地
清算株式会社　瑞穂農林株式会社
代表者代表清算人　村居　一也

１　決定年月日　令和８年３月４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社は、協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和７年12月18日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。）の0.06169％の金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振り込み送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
第３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

京都地方裁判所園部支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　六十一頁（号外第二十七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月六日
掲載頁　五十八頁（号外第二十七号）

令和八年三月十八日

東京都千代田区有楽町二丁目七番一号
（甲）Ｈｏｔｅｌ　Ｐｏｒｔｆｏｌｉｏ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　小林　圭

秋田県秋田市中通二丁目六番一号
（乙）秋田ホテル株式会社
代表取締役　小林　圭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館事業（これに関連する一切の事業を含む）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）掲載紙　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　八頁

令和八年三月十八日

東京都豊島区西池袋二丁目四三番五―二〇一号
（甲）株式会社愉海亭みやじま
代表取締役　厚海智一朗

山形県鶴岡市湯野浜一丁目六番四号
（乙）株式会社宮島屋旅館
代表取締役　渡會　智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十八日

東京都千代田区九段南一―五―六りそな九段ビル五Ｆ
合同会社ＦＵＮＳＯＢＩ
代表社員　安生　貴彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社クライアントパートナーとします。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年五月十三日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十八日

高知県南国市植田四六七番地の八
合同会社ＩＳＴ
代表社員　坂本　俊貴

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月十八日

東京都港区六本木三丁目一二番二号
株式会社月雪花
代表取締役　藤田　雅憲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百八十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　九十頁（号外第五十号）

令和八年三月十八日

東京都港区六本木一丁目四番五号
アルカナエナジー株式会社
代表取締役　中野　暁輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十八日

栃木県宇都宮市鶴田二丁目一番八号
株式会社ＭＲＳ
代表取締役　小林佳代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十八日

長野県佐久市根々井一五番地一〇
樫山スノーテック株式会社
代表取締役　樫山　宏

訂正公告

株式会社ムスビトラベルに係る令和七年十月十四日（号外第二二八号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本社営業所」とあるは「⑤本店」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十八日

扱店

正	誤

ページ　段　行

令和八年一月二十日（号外第十二号）公布厚生労働省令第三号（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

二ページ第二条表中改正後欄九行目は次のとおりの誤り。

第二編・第三編	（略）	
第四編　特別規制		
第一章・第二章	（略）	
第三章　建築物貸与者に関する特別規制（第六百七十条―第六百八十二条）		

同ページ第二条表中改正前欄九行目は次のとおりの誤り。

第二編・第三編	（略）	
第四編　特別規制		
第一章・第二章	（略）	
第三章　建築物貸与者に関する特別規制（第六百七十条―第六百七十八条）		

三ページ終りから三行目から一行目までを削除する。

五	七	〃	改正後欄　一
		〃	〃　二
		終りから七	第十条第六号
			事業者は、労働者が作業を行う作業場において

第十条第七号
事業者は、労働者が作業を行う作業場において

九ページ改正後欄終りから九行目の前に次を加える。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百六　事業者は、車両系木材伐出機械を用いる作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

同ページ改正前欄終りから九行目の前に次を加える。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百六　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

一三ページ改正後欄終りから一五行目は次のとおりの誤り。

九	改正後欄	第二百九十一条　事業者は、事業場において、喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。
	改正前欄	第二百九十一条　事業者は、喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

同ページ改正前欄終りから一五行目は次のとおりの誤り。

第二百九十一条　事業者は、喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

二九ページ一〇行目から一九行目までを削除する。

一五一ページ様式第三号中

「変更事項（メイ）」は「変更事項」の誤り。

令和八年一月三十日（号外第二十号）公布農林水産省令第五号（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三六	改正後欄終りから一八	法第第二十九条	法第二十九条
	改正前欄	残留塩素0.1	残留塩素1.0
〃	改正後欄一二		
〃	改正前欄		

令和八年一月二十八日（号外第十八号）国土交通省・環境省告示第一号（資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二	改正後欄一二	〃	〃
〃	改正前欄	〃	〃

令和八年一月二十八日（号外第十八号）環境省告示第五号（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七	改正後欄一	〃	〃
〃	改正前欄	〃	〃
〃	改正後欄二	または	又は
〃	改正前欄		
〃	改正後欄九	〃	〃
〃	改正前欄	〃	〃
〃	改正後欄一一	〃	〃
〃	改正前欄一四	〃	別表第八、又は
〃	改正後欄一三	〃	別表第八又は
〃	改正前欄一七	六価クロム及びその化合物	六価クロム化合物
〃	改正後欄終りから一一	二十二～三十三	二十二～二十八
〃	改正前欄	（略）	（略）
〃	改正前欄七	二十一～三十二	二十一～二十七
〃	改正後欄	（略）	（略）

七ページ改正後欄終りから一〇行目の前に次を加える。

二十九　総トリハロメタン　クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法

三十～三十三　（略）

同ページ改正前欄終りから六行目の前に次を加える。

二十八　総トリハロメタン　クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法

二十九～三十二　（略）

八	改正後欄終りから九	表1　金属類標準原液（1mg／ml）	表1　金属類標準原液（1mg／ml）の調製方法
〃	改正前欄八		

令和八年三月十二日掲載の大津家庭裁判所に係る令和七年（家）第六四号失踪宣告中

（印刷誤り）

一一四	終りから一五	一条寺門口町	一乗寺門口町

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億六千七百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0123/index.html

令和八年三月十八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ハチホールディング特定目的会社

取締役　髙橋　法彦